

水銀排出施設の種類、規模、排出基準

項番号	水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準※1 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
				新規 施設	既存 施設 ※2
1	小型石炭混焼ボイラー		大気汚染防止法施行令（以下「令」という。）別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10万リットル未満のもの（石炭専焼ボイラーを除く。）	10	15
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの	8	10
3	非鉄金属 (銅、鉛、 亜鉛、工業 金)製造に 用いられ る精錬及 び焙焼の 工程	一次 施設	銅又は工業金 令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち銅又は金の一次精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	15	30
4		鉛又は亜鉛 令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち鉛又は亜鉛の一次精錬の用に供するもの（専ら粗鉛、蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	30	50	
5	二次 施設	銅、鉛又は亜鉛 ・令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち銅、鉛又は亜鉛の二次精錬の用に供するもの ・令別表第1の24の項に掲げる溶解炉のうち鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の3の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	100	400	
6		工業金 令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設のうち金の二次精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	30	50	
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	50	80 ※3
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/ 下水汚泥焼却炉)		・令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉 ・一般廃棄物の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項）、産業廃棄物の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号）であって、火格子面積が2平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）	30	50
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物（廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ（2）若しくは同令第6条の5第2号チ）又は水銀含有再生資源を取り扱う施設（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項）（加熱工程を含む施設に限る。） (施設規模による裾切りはなし)	50	100

※1 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新設施設の排出基準が適用されます。

※2 施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

※3 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、 $140\mu\text{g}/\text{Nm}^3$